

諮問庁：外務大臣

諮問日：令和5年6月15日（令和5年（行情）諮問第506号）及び同年8月3日（同第682号）

答申日：令和7年6月18日（令和7年度（行情）答申第92号及び同第94号）

事件名：国連総会で採択された核兵器関連諸決議に対する日本政府の反対及び棄権理由が分かる文書の一部開示決定に関する件
国連総会で採択された核兵器関連諸決議に対する日本政府の反対及び棄権理由が分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の2に掲げる文書（以下、順に「文書1」及び「文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年4月10日付け情報公開第00062号（以下「原処分1」という。）及び同年6月26日付け情報公開第00757号（以下「原処分2」といい、原処分1と併せて「原処分」という。）により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各一部開示決定について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

ア 審査請求書1（原処分1に係るもの）

（ア）サンプル的な決定を行うべきである。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

（イ）不開示処分の対象部分の特定を求める。

開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書1」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これで

は総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

（ウ）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

イ 審査請求書2（原処分2に係るもの）

（ア）一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

（イ）サンプル的な決定を行うべきである。

平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。

（2）意見書（原処分2に係るもの）

「外務省文書管理規則」第10条に定める文書が特定されていない。

「外務省文書管理規則」は、「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない」（第10条）と定めている。

しかるに特定された文書には、反対及び棄権を決定するに至る過程を記録した文書が特定されていない。

改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書1（原処分1に係るもの）

（1）経緯

処分庁は、令和5年2月7日付けで受理した審査請求人からの別紙の1（1）に掲げる文書（以下「本件請求文書1」という。）の開示請求に対し、1件の文書を特定し、開示等の決定を行った（原処分1）。

これに対し、審査請求人は、令和5年4月25日付けで、以下を求め

る審査請求を行った。

ア サンプル的な決定を行うべきである。

イ 不開示処分の対象部分の特定を求める。

ウ 一部に対する不開示決定の取消し。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の文書1である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「平成24年度（行情）答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は法11条により、「相当の部分につき当該期間内に開示決定等」をしており、判断を先送りしたものではないため、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「開示決定通知書に記載されたように、不開示とした部分が「文書1」といった表現では具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。更に「情報公開事務処理の手引」が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。」旨主張する。しかしながら、処分庁は不開示理由ごとに不開示箇所を明確に特定しており、審査請求人の主張には理由がない。

ウ 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は、本件対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分1を維持することが妥当であると判断する。

2 理由説明書2（原処分2に係るもの）

(1) 経緯

処分庁は、令和5年4月27日付けで受理した審査請求人からの別紙の1（2）に掲げる文書（以下「本件請求文書2」といい、本件請求文

書1と併せて「本件請求文書」という。)の開示請求に対し、1件の文書を特定し、開示等の決定を行った(原処分2)。

これに対し、審査請求人は、令和5年7月1日付けで、以下を求める審査請求を行った。

ア 一部に対する不開示決定の取消し。

イ サンプル的な決定を行うべきである。

(2) 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、別紙の2に記載の文書2である。

(3) 審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は、対象文書の不開示事由の該当性を厳正に審査した上で原処分2を行っており、審査請求人の主張には理由がない。

イ 審査請求人は、「平成24年度(行情)答申第365号及び同第367号が指摘するように、請求に係る行政文書のごく一部について決定し、実質的な判断を先送りすることは望ましくないので、サンプル的な決定を行うべきである。」旨主張する。しかしながら、処分庁は法11条により、「相当の部分につき当該期間内に開示決定等」をしており、判断を先送りしたものではないため、審査請求人の主張には理由がない。

(4) 結論

上記の論拠に基づき、諮問庁としては、原処分2を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---|
| ① 令和5年6月15日 | 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第506号) |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ③ 同年7月4日 | 審議(同上) |
| ④ 同年8月3日 | 諮問の受理(令和5年(行情)諮問第682号) |
| ⑤ 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受(同上) |
| ⑥ 同月31日 | 審議(同上) |
| ⑦ 同年9月11日 | 審査請求人から意見書を収受(同上) |
| ⑧ 令和7年5月14日 | 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象文書の見分及び審議(令和5年(行情)諮問第506号及び同第682 |

号)

⑨ 同年6月11日

令和5年(行情)諮問第506号及び同
第682号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる部分について

本件対象文書は、外務本省と在外公館の間でやり取りした電信形式の文書であると認められる。

ア 標記の不開示部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分は発受信時刻、パターン・コード、局課番号等であり、これらを公にした場合、電信システムの暗号化方式の秘密保全に支障が生じるおそれがあるため、不開示とした。

イ かかる諮問庁の説明を踏まえると、当該部分は、これらを公にすることにより、国の安全が害されるおそれ及び他国との交渉上不利益を被るおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、同条6号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる部分について

ア 当該部分を不開示とした理由について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

当該部分には、令和3年の第76回国連総会第一委員会で採択された核兵器関連諸決議の討議に関し、外務本省と在外公館が協議した内容が記載されている。これを公にすることにより、政府部内における未成熟な検討内容が明らかとなり、将来の同種の決議の討議に際して政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。

イ 今後も核兵器関連諸決議が国連総会において討議されることが予定されており、これを公にすると、政府部内における未成熟な検討内容

が明らかとなり、将来の同種の決議の討議に際して政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある旨の上記アの諮問庁の説明は、不自然、不合理な点があるとまでは認められず、これを否定することまではできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、法5条5号に該当し、同条3号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号、5号及び6号に該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条3号及び5号に該当すると認められるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 武藤京子、委員 佐藤郁美、委員 寺田麻佑

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「昨年の国連総会で採択された核兵器関連諸決議」に対する日本政府の「反対及び棄権理由」が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全てのうち情報公開第02231号（2022-00444）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書全て、及び当該請求（2022-00444）の後に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書 2

「昨年の国連総会で採択された核兵器関連諸決議」に対する日本政府の「反対及び棄権理由」が分かる文書、及び当該文書を綴っている行政文書ファイル等に綴られた他の文書の全てのうち情報公開第00062号（2022-00633）で「追加的に開示決定等を行う予定」とされた文書全て、及び当該請求（2022-00633）の後に綴られた文書の全て。

2 本件対象文書

文書1 第76回国連総会第一委員会（クラスター1決議案についての投票態度：回訓）（第101235号）

文書2 第76回国連総会第一委員会（「核軍縮検証」決定案についての投票態度：回訓）（第100811号）

別表（原処分において処分庁が不開示とした部分及び理由）

番号	不開示とした部分	不開示とした理由	不開示条項
1	文書 1 及び文書 2（発受信時刻、パターン・コード）	現在外務省が使用している電信システムの管理に係る情報であり、公にすることにより、電信の秘密保全に支障が生じ、国の安全が害されるおそれ、交渉上不利益を被るおそれ、及び外交事務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、6 号
2	文書 1	公にしないことを前提とした我が国政府部内の協議の内容に関する記述であって、公にすることにより、関係国等との信頼関係が損なわれるおそれ、又は他国との交渉上不利益を被るおそれがあるとともに、政府部内の率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがあるため、不開示とした。	法 5 条 3 号、5 号